

令和7年度リモートワーク支援金に係る申請等について（個人申請）

令和7年9月

秋田県移住・定住促進課

令和7年度における申請手続きについて、次のとおりまとめましたのでお知らせいたします。

制度概要、提出書類については次の URL にアクセスしてご確認・ダウンロードください。

○リモートワーク支援金概要・提出書類等 <https://www.a-iju.jp/p1564>

【前提】

①秋田県移住定住登録を移住前に登録した方が対象となります。

秋田県移住定住登録について <https://www.a-iju.jp/member>

②秋田県外に所在する企業等に就業した後、秋田県内に移住した方が対象となります。

1. 令和7年度の事業（募集）期間について

○申請可能期間：リモートワーク移住による県内市町村への住民登録後、かつ移住完了登録後から
令和8年1月30日17:00まで

○補助対象期間：リモートワーク移住による県内市町村への住民登録後、かつ移住完了登録後から
令和7年12月31日まで（2年度目、3年度目の方は、令和7年1月1日から12月31日まで）

※令和7年12月末までに支払する経費のみが対象となりますのでご注意願います。

2. 補助対象経費について（※所属先の企業等から支給されている経費は対象外）

補助対象経費	内容
i) 通信費	・ リモートワーク移住を行う社員等が、リモートワークを実施する際に必要なインターネット通信の利用に要する経費（月額換算、かつ、キャッシュバック等がなく、契約書等で内容が確認できるものに限る。）※携帯電話に係る料金は対象外 （例）・インターネット回線利用料 ・プロバイダ料 ・モデム、ONU、ルーターのリース料、ソフトウェア料
ii) レンタルオフィス等利用料	・ リモートワーク移住を行う社員等が、業務用として利用するレンタルオフィス等の利用料（月額換算であって、契約書等で内容が確認できるものに限る。）
iii) 交通費	・ リモートワーク移住を行う社員等が、業務を行う際に所属先企業が必要と認める秋田県外に所在する本店等との移動に要する次に掲げる次の経費（知事が認める経済的かつ合理的と認める経路及び方法によるものに限る。） ア 鉄道、航空機、バス、船舶等の公共交通機関運賃 イ 車賃（自家用車は除く。）
iv) 住宅賃貸契約諸費、家賃	※移住後1年度目のみとなります ・ リモートワーク移住を行う社員等が、礼金、保証金、仲介手数料等の一時的経費及び家賃 ・ 町内会費や消防団入団など地域組織への入会費用は除く
v) インターネット通信環境整備費	※移住後1年度目のみとなります ・ リモートワークを実施する際に必要なインターネット通信の環境整備に要する経費（契約書等で内容が確認できるものに限る。ただし、契約解除の際に契約相手方から返却となる経費は除く。） 例：回線工事費、契約料、加入料、パソコンやモデム、無線LAN機器等 それぞれ1人1台限りとし、パソコンやタブレットはどちらか1台

	※単価 30 万円を上限とする。
vi) その他経費	上記以外の経費で、リモートワーク移住後に必要と認められる経費 例： ・ 宿泊費 宿泊費県外に所在する本店等、所属先部署へ赴くために必要な宿泊施設の 宿泊費（飲食費は除き、また社員等の実家、友人宅等の施設も除く。） ・ 机、椅子（1人1台限。収納、シュレダー等は除く） ※単価 30 万円を上限とする。

3. 補助率について

「2. 補助対象経費について」の i) ～ v) の補助率は次のとおりとなります。

i、ii、iii、v、vi … 1／2補助 iv) … 1／4補助

4. 提出資料について

提出資料は次のとおりとなります。

※ 提出書式ダウンロードはこちら。 <https://www.a-iju.jp/p1564>

①	補助金等交付申請書（様式第20号）
②	事業概要書（様式第21号）
③	経費支払内訳書の根拠となる書類（賃貸契約書（写）、領収書、支払明細書、振込書、通帳の写し等）を添付ください。申請者ご自身が支払されていないものは対象外となります。
④	リモートワーク移住世帯全員分の住民票（発行から3か月以内、移住日が確認できるもの）
⑤	リモートワーク就業証明書（代表者印、又は所属長印の捺印があるもの）
⑥	その他補足資料 購入物品の写真画像 等 ※会社概要が分かる資料（パンフレット又はHPの企業概要等）。 ※個人事業主の方については、移住前での開業届や税申告書、移住前後における企業との取引内容の分かる業務委託契約書等（移住前・移住後で業務が継続していることが確認できるもの）など
⑦	振込先登録票
⑧	提出書類確認表（様式第23号）

5. おおまかな流れ



6. 提出先

あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進チーム（TEL：018-860-1234）

住 所：秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁5階 E-mail: iju@pref.akita.lg.jp

7. その他

認定パートナー企業が申請する場合はお問い合わせください。

また、申請書等の作成や御準備いただく資料（特に積算根拠等）についてご不明な点ありましたらお問い合わせくださるようお願いいたします。

(参考)

リモートワーク支援金実施要領

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住者

県の移住定住登録制度への登録を行った上で、県内に転入した者のうち別表1の要件に該当する者をいう。

別表1 支援対象となる移住者の要件（第3条関係）

区 分	要 件
秋田県出身者 (Uターン)	・秋田県内市町村に住民登録していた者が、県外に住所を変更し、在学期間を除き継続して3年を超えて居住した後、県内市町村に住民登録すること。 ・県外に所在する企業等に就業した後、県内市町村に住民登録すること。 ・または、秋田県内市町村に住民登録していた者が、県外に住所を変更し、かつ、県外に所在する企業等に就業した後、県内市町村に住民登録すること。 ・ただし、秋田県への転入理由が、所属企業等の業務命令に基づく一時的な転勤や所属企業と関連のある企業等への赴任等(従前の勤務地と新しい勤務地が異なり、かつ、住居の移転が伴うもの。以下「転勤・赴任等」という。)によるものを除く。 なお、秋田県や県内市町村の誘致認定を受けた企業の従業員が、新拠点立ち上げ等を目的に秋田県へ転入することは、上記業務命令での赴任と見なす。 ・日本国籍を有するか又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
県外出身者 (Iターン)	・秋田県内市町村に住所を定めたことのない者が、新たに県内市町村に住民登録すること。 ・県外に所在する企業等に就業した後、県内市町村に住民登録すること。 ・ただし、秋田県への転入理由が、県内の高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び公共職業能力開発施設(高卒2年訓練)への就学若しくは受講又は転勤・赴任等である場合を除く。 ・日本国籍を有するか又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。



リモートワーク支援金概要・提出書類等

<https://www.a-iju.jp/p1564>



秋田県移住定住登録

<https://www.a-iju.jp/member>

以上